

平成28年6月14日

会員各位

賃貸住宅の被災者への提供に関する協定締結について

(公社) 全日本不動産協会長野県本部
本部長 丸山 高司

震災が相次いでいますが、このたび長野県が、(公社) 全日本不動産協会長野県本部、(一社) 長野県宅地建物取引業協会、(公社) 全国賃貸経営者協会連合会の三者と「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定書」を締結しました。

当協会はこの協定にもとづいて、長野県からの要請があった場合、応急借り上げ住宅の提供について以下のような業務を行います。

普段からの災害時への備えとして、賃貸住宅の状況把握、貸主とのコミュニケーション強化に努めていただきますよう、会員各位のご協力をお願いいたします。

1. 応急借り上げ住宅の制度の事前周知、並びに民間賃貸住宅の所有者および転貸を目的とする賃借人に対する、応急借り上げ住宅としての提供依頼および意向確認。
2. 応急借り上げ住宅として長野県が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否にかかる確認。
3. 応急借り上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供。
4. 長野県から委託を受けた業務。
5. その他関係者との調整。

以上